

# 令和6年度こどもの予防接種事業について



北竜町では、次の通り予防接種事業を行います。お子様の体調に合わせて予防接種の計画を立ててください。

## 【予防接種法による予防接種の種類について】

小児の予防接種は、感染蔓延を防止するために市町村が必ず実施しなければならない「定期予防接種」と、接種を受ける個人の意思で行う「任意予防接種」があります。

## ○定期予防接種

| 予防接種名<br>(ワクチンの種類)   | 接種回数 | 接種できる年齢   | 標準的な接種期間   | 接種方法               |
|--|------|---|--|--------------------|
| 5種混合ワクチン<br>(ジフテリア・破傷風・ヒブ<br>百日せき・ポリオ混合)<br>(不活化ワクチン)          | 4回   | 生後2か月～7歳6か月未満                                     | I 期初回: 2か月から20日～56日の間隔をおいて3回<br>I 期追加: 2回目終了後12～18か月に1回<br>(初回3回接種後6か月以上あけて)<br><b>初回にヒブ・4種混合ワクチンを打った方は、原則<br/>同じワクチンを打つ必要があります。その後も4種<br/>混合とヒブワクチンを接種してください。</b> | 0.5ml<br>皮下<br>注射  |
| ヒブワクチン・<br>4種混合ワクチン<br>(ジフテリア・破傷風・<br>百日せき・ポリオ混合)<br>(不活化ワクチン) | 4回   | ヒブワクチン<br>生後2か月～5歳未満<br><br>4種混合<br>生後2か月～7歳6か月未満 | <b>初回接種でヒブ・4種混合ワクチンを打った方</b><br>I 期初回: 2か月から20～56日までの間隔をあけて3回<br>I 期追加: 2回目終了後12～18か月に1回<br>(初回3回接種後6か月以上あけて)  | 0.5ml<br>皮下<br>注射  |
| 小児用肺炎球菌<br>ワクチン<br>(不活化ワクチン)                                   | 4回   | 生後2か月～5歳未満  | 初回: 2か月から27日以上の間隔をあけて3回<br>(12か月未満までに)<br>追加: 12～15か月に1回<br>(初回3回終了後60日以上あけて)  | 0.5ml<br>皮下<br>注射  |
| B 型肝炎ワクチン<br>(不活化ワクチン)   | 3回   | 生後2か月～1歳未満  | 1回目・2回目: 2か月から27日以上の間隔をあけて2回<br>3回目: 1回目の接種から139日(5か月)以上あけて1回<br>1歳になる前に3回の接種を終わらせます。  | 0.25ml<br>皮下<br>注射 |
| BCGワクチン<br>(生ワクチン)   | 1回   | 生後12か月未満まで  | 1歳の前日まで。生後5～8か月未満が望ましい   | 経皮管<br>針接種         |
| 麻しん・風しん混合<br>(MR)ワクチン<br>(生ワクチン)                               | 2回   | 第1期: 生後12か月～24か月<br>第2期: 小学校就学前1年の年度に属する時期        |  | 0.5ml<br>皮下<br>注射  |
| 水痘(みずぼうそう)<br>ワクチン<br>(生ワクチン)                                  | 2回   | 満1歳～3歳未満  | 1回目: 生後12か月～15か月<br>2回目: 初回接種後6か月から12か月の間  | 0.5ml<br>皮下<br>注射  |
| 日本脳炎ワクチン<br>(不活化ワクチン)  | 4回   | 1期: 生後6か月～90か月<br>(7歳半)未満<br>2期: 9～13歳未満          | 【I 期】<br>1回目: 3歳<br>2回目: 1回目接種から6～28日あける<br>追加(3回目): 4歳に2回目接種より6か月～1年をあける<br>【II 期】 9歳に1回接種(I 期より概ね5年あける)<br>※ I 期が終了していない場合、II 期は定期接種対象となり<br>ませんのでご注意ください。       | 0.5ml<br>皮下<br>注射  |
| 二種混合(ジフテリア・<br>破傷風混合)ワクチン<br>(不活化ワクチン)                         | 1回   | 小学6年生に属する年度                                       |  | 0.1ml<br>皮下<br>注射  |

| 予防接種名<br>(ワクチンの種類)                             | 接種回数     | ワクチンの種類                           | 接種できる年齢                 | 標準的な接種期間   | 接種方法          |
|--|----------|-----------------------------------|-------------------------|--|---------------|
| ロタウイルスワクチン<br>(生ワクチン)                          | 2回       | ロタリックス<br>(1価)                    | 生後6週～<br>24週            | 4週間隔で2回接種します。遅くとも生後14週6日(生後3か月半過ぎ)までに1回目を受け、生後24週(168日)までに接種を完了します。生後24週以降は接種することができません。               | 経口<br>投与      |
|  | 3回       | ロタテック<br>(5価)                     | 生後6週～<br>32週            | 4週間隔で3回接種します。遅くとも生後14週6日(生後3か月半過ぎ)までに1回目を受け、生後32週(224日)までに接種を完了します。生後32週以降は接種することができません。               |               |
| 子宮頸がんワクチン<br>(不活化ワクチン)<br>※医療機関は対象者に別途お知らせします。 | 3回       | サーバリックス<br>(2価)                   | H9年度～<br>H22年度生<br>まれ女子 | 中学1年～高校1年の女子<br>1回目接種の1か月後に2回目、その5か月後に3回目を接種   | 0.5ml<br>筋肉注射 |
|  | 3回       | ガーダシル<br>(4価)                     |                         | 中学1年～高校1年の女子<br>1回目接種の2か月後に2回目、その4か月後に3回目を接種   |               |
|  | 2回、または3回 | シルガード<br>(9価)<br>※R5年度より<br>定期接種化 |                         | 中学1年～高校1年の女子<br>①1回目の接種が15歳未満の場合:1回目接種後5か月以上あけて2回目を接種<br>②1回目の接種が15歳以上の場合:1回目接種の2か月後に2回目、その4か月後に3回目を接種 |               |

### ○ 任意予防接種の接種費用の助成について

北竜町では以下の内容で任意予防接種費用の全額助成を行っています。



| 予防接種名                    | 助成対象                                   | 助成接種内容                                | 接種方法 | 医療機関   |
|--------------------------|--|---------------------------------------|------|--|
| おたふくかぜワクチン<br>(生ワクチン)    | 1歳～就学前                                 | 2回接種分<br>※1歳代と就学前年の接種が勧められています        | 皮下注射 | 北竜町立診療所<br>深川市立病院<br>津田こどもクリニック<br>深川市立納内診療所<br>秩父別診療所 |
| インフルエンザワクチン<br>(不活化ワクチン) | 生後6か月以上～<br>高校3年生まで<br>(10/15～12/31のみ) | 13歳未満:2回接種<br>(2～4週間間隔)<br>13歳以上:1回接種 | 皮下注射 | 10月頃に配布する<br>案内チラシにてご<br>確認ください。                       |

### ○ 定期・任意予防接種を受けることができる医療機関

定期予防接種は下記の医療機関で、任意予防接種は上記の医療機関で、いずれも全額公費負担で接種できます。記載以外の医療機関で接種を受けた場合、料金を負担していただきますのでご注意ください。

| 病院名        | 住所                | 電話      | 診療時間等  |
|------------|-------------------|---------|--|
| 北竜町立診療所    | 北竜町字和 19-6        | 34-2331 | 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00<br>※要予約。事前に電話で接種可能日を確認してください。<br>午前・午後ともに診療時間終了30分前には受付をして下さい。  |
| 深川市立病院 小児科 | 深川市6条6番1号         | 22-1101 | 予防接種外来 毎週水曜日 13:00～16:00<br>※接種希望日の1週間前までに小児科外来に予約が必要です。<br>(電話予約の受付時間:平日の8:30～16:00)        |
| 津田こどもクリニック | 深川市5条9番6号         | 34-5311 | 月・火・木・金曜日 8:30～12:00 14:00～17:00<br>水・土曜日 8:30～12:00<br>※予防接種時は、午前は11時まで、午後は16時までには受付をして下さい。 |
| 深川市立納内診療所  | 深川市納内町3丁目<br>8-88 | 34-6801 | 月～金曜日 8:45～12:00(午前のみ)<br>※接種予定日4日前までに要予約。   |

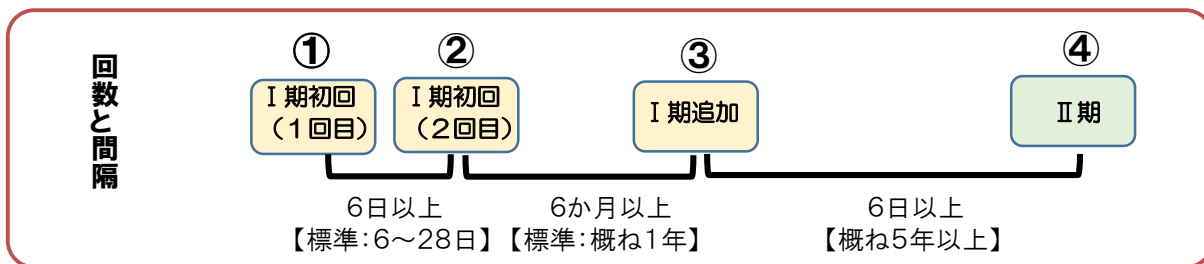
〔問合せ先〕 住民課 保健指導係 ☎ 34-7031

# 日本脳炎ワクチン接種について

## 《日本予防接種の受け方》

接種回数と接種間隔など：4回の接種で完了となります

| 接種回数         | 接種間隔     | 定期接種対象期間          | 標準的な接種年齢 |
|--------------|----------|-------------------|----------|
| ① I 期初回(1回目) | —        | 生後6か月～<br>7歳6か月未満 | 3歳       |
| ② I 期初回(2回目) | ①から6日以上  |                   | 4歳       |
| ③ I 期追加      | ②から6か月以上 | 9歳～13歳未満          | 9歳       |
| ④ II 期       | ③から6日以上  |                   |          |



### 【特例接種対象者】

#### ○平成19年4月1日より以前に生まれ、かつ20歳未満の方

☆20歳に達するまでは年齢に関係なく、計4回の接種が定期予防接種として接種できます。

☆13歳以上のお子様が生後接種を受ける際、同意書にて保護者同意が確認できた場合、保護者の同伴は不要です。

☆20歳の誕生日からは費用の助成はありません。

| 接種回数 | 1回目                        | 2回目 | 3回目                  | 4回目 |
|------|----------------------------|-----|----------------------|-----|
|      | 20歳未満（20歳の誕生日前日まで）のうちに、計4回 |     |                      |     |
| 接種間隔 | 6日以上                       |     | 6か月以上                |     |
|      |                            |     | 6日以上<br>(接種間隔は医師と相談) |     |

## 《日本脳炎の予防接種 実施医療機関》

| 医療機関       | 小学生以下 | 中学生以上 | 予約の有無 | 住所               | 電話番号    |
|------------|-------|-------|-------|------------------|---------|
| 北竜町立診療所    | ○     | ○     | 予約必要  | 北竜町字和 19 番 6     | 34-2331 |
| 深川市立病院     | ○     | ○     | 予約必要  | 深川市 6 条 6 番 1 号  | 22-1101 |
| 津田こどもクリニック | ○     | ○     | -     | 深川市 5 条 9 番 6 号  | 34-5311 |
| 深川市立納内診療所  | ○     | ○     | 予約必要  | 深川市納内町 3 丁目 8-88 | 34-6801 |
| 成田医院       | ×     | ○     | 予約必要  | 深川市 3 条 6 番 16 号 | 23-5566 |
| 深川内科クリニック  | ×     | ○     | 予約必要  | 深川市 5 条 2 番 14 号 | 23-5511 |
| 秩父別町立診療所   | ×     | ○     | 予約必要  | 秩父別町 2 番 2       | 33-3110 |

○料 金：無料

○持ち物：健康保険証・母子健康手帳

### 《ご注意ください》

I 期で3回の接種を終了していない方は、9歳を迎えてもII期の定期接種の対象とはなりません。

その場合は任意接種にてI期の残りの回数を接種後に、II期の定期接種対象となります。

定期接種対象年齢の内に、計画的に接種することをおすすめします。